

○財務省告示第二十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十六年十二月二十日に発行した割引短期国債の
 発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項	振替法の適用等	発行方法	発行額	最低額面金	振替単位	発行価格	償還期限	償還金額
割引短期国庫債券（第七回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項	三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	適用を受けるとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で一兆千七百三十億二千円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年十二月二十日	平成十七年十二月二十日	額面金額百円につき百円
								額面金額百円につき九十九円九		

十 十
三 二

払 場 元
込 所 金
期 支
日 払

平 日
成 本
十 銀
六 行
年

十
二
月
二
十
日